

## 川崎市国民健康保険料徴収猶予取扱要綱

この要綱は、川崎市国民健康保険条例（昭和33年川崎市条例第15号。以下「条例」という。）第38条及び川崎市国民健康保険条例施行規則（昭和33年川崎市規則第31号。以下「規則」という。）第14条及び15条に規定する保険料の徴収猶予に関し、必要な条項を定めるものとする。

（徴収猶予の対象となる世帯の要件）

第1条 区長は、納付義務者が条例第38条に規定する次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき国民健康保険料、その他国民健康保険法上の徴収金（以下「保険料等」という。）の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合において、当該納付義務者が保険料等の徴収猶予を申請したときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その徴収を猶予することができる。

（1）納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷及び火災等の災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。

（2）納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。

（3）納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。

（4）前各号に掲げる事由に類する理由があったとき。

（徴収猶予の期間）

第2条 第1条の規定により、保険料等を徴収猶予する場合の期間は、申請した日の属する月の月末（ただし、月末が閉庁日の場合には翌開庁日とする）から6か月以内の範囲において、適当と認められる期間とする。

（延滞金の免除）

第3条 保険料等の徴収猶予期間における延滞金については、第1条第1号の理由による場合はその金額の全額を免除とし、同条第2号及び第3号の理由による場合は、その金額の2分の1を免除する。また、同条第4号による場合は、その理由により区長が判断する。

（申請の手続）

第4条 保険料等の徴収猶予申請を行う者は、徴収猶予を必要とする保険料等の納付計画をたて、国民健康保険料徴収猶予申請書（規則様式第11号）に、納付計画書及びその事由を証明する書類を添えて、納期限内に提出しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めた場合は、納期限後においても提出することができる。

2 区長は、前項の申請書を受領したときは審査を行い、その内容が事実と相違ないことを調査し、確認しなければならない。この場合、必要と認めるときは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第113条の規定によりその世帯主に対し、

文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は職員が質問を行うものとし、法第113条の2第1項の規定により、官公署に対し、必要な書類の閲覧、資料の提供を求め、銀行、信託会社その他の機関及び被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めるものとする。

(徴収猶予の決定)

第5条 申請に基づき、区長が保険料等の徴収猶予の許可又は不許可を決定したときは、保険料徴収猶予承認決定通知書(規則様式第12号)又は保険料徴収猶予不承認決定通知書(規則様式第12号)により、遅滞なく納付義務者に通知をしなければならない。

2 保険料等の徴収猶予について許可の決定をした納付義務者に対しては、徴収を猶予した保険料等を納付義務者が申し出た納付計画どおり確実に納付するよう指導を行うものとする。

3 保険料等の徴収猶予が決定した後、その世帯の収入状況の変動等により、決定に変更があると認められるときは、速やかに届け出るよう指導を行うものとする。

(徴収猶予の取消し)

第6条 区長は、徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収猶予をした保険料等の全額又は一部について、その徴収猶予を取消し、これを一時に徴収する。この場合においては、緊急の必要がある場合を除くほか、あらかじめその徴収猶予を受けた者に意見を陳述する機会を与えるものとする。ただし、その者が正当の理由がなく、意見を陳述しない場合においては、この限りではない。

(1) 徴収猶予の認められた期限内に保険料等を納付しないとき。

(2) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。

2 前項の規定により徴収猶予の取消しをした場合は、国民健康保険料徴収猶予取消通知書(規則様式第13号)により、当該納付義務者に通知しなければならない。

(担保の徴収)

第7条 区長は徴収猶予をする場合には、国民健康保険料の猶予金額が50万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合を除き、猶予に係る金額に相当する担保を徴しなければならない。

なお、猶予に係る保険料等につき差し押さえた財産があるときは、前記の徴すべき担保の額は、その猶予金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

(督促及び滞納処分の制限)

第8条 徴収猶予の期間内における保険料等の督促及び滞納処分については、次の各号のとおりとする。

(1) 徴収猶予の期間内の保険料等においては、新たに督促及び滞納処分を行うことはできない(ただし、交付要求を除く)。

(2) 徴収猶予にかかる保険料等につき、既に財産の差押えをしている場合に、納付義務者が他に差押え可能な財産を提供して差押換えを申し出た場合には、申し出のあった財産への差押換えができる。

(3) 徴収猶予にかかる保険料等につき、既に差し押さえた財産がある場合には、その猶予を受けた者の申し出により、差押えを解除することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。